

再評価および対応方針（案）に対する意見

滋賀県公共事業評価監視委員会

番		事業名	補助道路整備事業	事業主体	滋賀県
号		施設名	主要地方道大津能登川長浜線 (馬場・上砥山工区)	施行箇所	草津市、 栗東市

(意見)

本事業は、滋賀県道路整備マスタープラン（道路整備の基本方針）を具体化した将来 10 年間の道路整備計画である「滋賀県道路整備アクションプログラム 2018」に基づき、滋賀県において計画されている事業の一つと位置づけられており、国で事業を進めている甲賀湖南道路と一体的な整備を進めるものである。

南部地域の慢性的な交通渋滞の緩和、国内屈指の優良企業の工場群へのアクセス強化による第二次産業の更なる発展、ならびに主要観光地へのアクセス向上による観光振興に寄与することが期待できることから事業化されたものであり、関係市から本事業の早期完成が強く望まれているところである。

事業に着手したところ、詳細設計の段階で地盤条件から構造を変更する必要が生じ、事業費の増加を見込まざるを得なくなった。この事業費で再度、費用便益を分析したところ、事業全体の費用便益比 1.5、残事業費用便益比 2.1 となり、事業継続の妥当性が認められた。

以上のことから、県の対応方針（案）のとおり、事業を継続実施することが妥当であると判断する。